

人種差別撤廃条約

第3～第6回日本定期報告書の審査に関する報告者の質問

人種差別撤廃NGOネットワークの回答

2010年2月3日 作成

人種差別撤廃NGOネットワーク（構成：84団体、28個人）

連絡先: 反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)

東京都港区六本木3 - 5 - 11

電話：03-3568-7709 ファクス：03-3586-7448 Email: imadrjc@imadr.org

目 次

人口構成	3
全般情報と制度的枠組み	5
第 1 条	6
第 2 条	8
第 4 条	14
第 5 条	16
第 7 条	27
追加項目	28

人口構成

1. 委員会の前回の最終所見¹のフォローアップとして、在日コリアン・中国帰国者・部落・沖縄並びに移住者・庇護申請者および難民を含む条約が対象とするすべての集団の状況を反映した経済的および社会的指標を含み、人口の構成に関する全詳細を提示してください。

< 部落解放同盟 / 部落解放・人権研究所 >

部落問題に関して、政府によって実施された実態調査は 1993 年の「同和地区生活実態等把握調査」がある。これによれば、全国 36 府県、1081 市町村に、4442 地区の同和地区が存在し、同和関係住民の戸数は 29 万 8385 戸で、人口は 89 万 2751 人となっている。なお、同和地区にすむ同和関係住民以外の人々を含むと、戸数は 73 万 7198 戸、人口は 215 万 8789 人である。

なお、この調査は、同和対策事業を実施している地区の調査に限定されていて、同和対策事業を実施していない地区は対象とされていない。また、同和地区から出て、同和地区外で生活している部落出身者も、調査の対象とはされていない。

< 中国帰国者サービス >

中国帰国者についてはその定義にもよるが、中国東北部で残留した経験を持つ 1 世から、4 世など孫やひ孫たちの世代までの総数を中国帰国者支援団体は少なくとも 10 万人以上と推定している。このうち、1 世本人の世帯と、その 1 世を扶養するための 2 世のうちの 1 世帯が国費帰国の対象者であり、2007 年までの積算で 20,416 人である。この国費帰国者は 2007 年から始まった新支援策の被対象者でもある。したがって 8 万人以上の私費帰国者は依然として国からの支援や援護の対象ではない。ただし、2003 年に政府が実施した中国帰国者生活実態調査によると、呼び寄せ家族などを含めた家族の総数を 43,879 人としている。経済的・社会的指標としては政府の中国帰国者生活実態調査が数回実施されているが、2003 年の同調査結果によると孤児世帯の 61.4%、婦人等世帯の 55.2%、全体で 58.0% が生活保護を受給している。また、現在の生活状況についての回答は「苦しい」「やや苦しい」の合計が孤児は 64.6%、婦人等は 53.5% となっている。中国帰国者全体を定義しなおし、10 万人以上と言われる全員について何らかの実態調査を実施することが望ましい。

< 琉球弧の先住民族会 >

日本政府は 10 年に 1 回国勢調査を実施しているが、人種・民族に関する調査項目がないため、沖縄集団の人口構成について把握されていないのが現状である。国勢調査における当該項目を加えることで人口構成に関して把握することができる。

< 在日韓国人問題研究所 (R A I K) >

外国にルーツを持つ民族的マイノリティは、次のように多数に上る。

日本国籍を取得した帰化者とその子孫（日本政府によって帰化を許可された外国人の数は、1952 年から 2008 年までの累計で 454,000 人となる）。

日本国民と外国人との間に生まれた子ども（日本国民と外国人の国際結婚によって日本で出生した子どもの数は、1999 年から 2008 年の 10 年間だけで 225,000 人となり、そのほとんどが日本国籍、あるいは重国籍である）。

しかし彼ら彼女らは、日本において、国際人権条約が定める民族的マイノリティとしての地位と権利を認められていない。
(詳しくは移住連の NGO レポートを参照)

< 在日韓国人問題研究所 >

在日コリアンなど旧植民地出身者は、すでに二世・三世・四世となり、韓国・朝鮮籍の数は 416,000

¹ CERD/C/304/Add.114, パラグラフ 7、22

人となる。委員会による前回の最終見解(para.7)に対する日本政府の意見書(2001年8月)では、「在日コリアンの経済的・社会的指標についてどのような情報の提供が可能か、検討したい」と述べていたが、今回の報告書には何一つ報告されていない。日本政府は、その理由を明らかにすべきである。
(詳しくは移住連の NGO レポートを参照)

< 移住労働者と連帯する全国ネットワーク (移住連) >

2008 年末現在、日本の外国人登録者数は 2,217,000 人 (日本の総人口の 1.7%) で、前回の審査が行われた 2001 年から 531,000 人 (1.3 倍) 増加している。この他に、超過滞在などの非正規滞業者が 110,000 人と推定される。

日本国内で就労する外国人労働者は、2008 年 5 月の厚生労働省推計値で約 925,00 万人 (2006 年の値) となっている。1980 年代後半以降、移住労働者・国際結婚移住者とその家族が増えたからである。しかし日本政府は、移住労働者・移住民の権利を保障するための政策を講じようとしていない。

日本の外国人登録者数 (2008 年末)

総数	中国	韓国・朝鮮	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	タイ	ベトナム	インドネシア	その他
2,217,426	655,377	589,239	312,582	210,617	59,723	52,683	42,609	41,136	27,250	226,210
100%	29.6%	26.6%	14.1%	9.5%	2.7%	2.4%	1.9%	1.9%	1.2%	10.2%

さらに、2008 年秋以降の世界同時不況により、日本においても失業者が一気に増加した。移住労働者の多くは、雇用契約期間が 1 年程度に限定されていた期間雇用者であり、また日本政府は外国人に対する社会保険制度や生活保護制度の適用を制限していることから、職を失うことによるリスクが、彼ら彼女らの生活を直撃した。

(詳しくは移住連の NGO レポートを参照)

< 移住労働者と連帯する全国ネットワーク >

1975 年のベトナム戦争終結後、ベトナム、ラオス、カンボジアの 3 国における政治体制の変化や内戦によって、周辺諸国に 200 万人にのぼるインドシナ難民が流出した。しかし日本では、彼ら彼女らを受け入れる定住枠が狭く、難民認定が厳しく、また日本では民族差別のために努力しても成功しないなどの理由から、多くの人々が日本からアメリカ合州国やカナダへ渡った。そのため日本では、2005 年末まででインドシナ定住難民を 1 万 1319 人しか受け入れていない。

また日本政府は、難民条約加入に伴って、1982 年に「出入国管理及び難民認定法」を施行したが、条約難民としての認定には消極的であり、1982 年から 2008 年末までに難民認定を受けた者は、わずか 508 人しかいない (難民申請数は 7,297 件)。

日本における難民認定申請者数と認定者数 (2001 年 ~ 2008 年)

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
難民認定申請者数	353	250	336	426	384	954	816	1,599
難民認定者数	26	14	10	15	46	34	41	57

(詳しくは移住連の NGO レポートを参照)

< 外国人学校ネット >

移住労働者・移住者の子どものうち、義務教育年齢にある子どもの7%以上が、日本の学校にも外国人学校にも通っていない「不就学」となっている。また、高校進学率も大学進学率も極端に低い。高校にも大学にも進学できない子どもたちのほとんどは、日本の労働市場の底辺で非正規労働に従事している。しかし日本政府は、このような実態について積極的に調査し対策を講じようとはしていない。
(詳しくは移住連のNGOレポートを参照)

全般情報と制度的枠組み

2. 委員会に対する締約国の第3回から第6回までの定期報告書の作成において、非政府組織に相談をしたのか否か、そしてどの程度まで相談をしたのかを示してください。

< 反差別国際運動日本委員会- IMADR-JC >

政府主催の非公開のヒアリングが2006年3月にもたれたが、審査に関する手続き的な話に終始した。その後、NGO意見交換会が2006年7月および2007年8月に2回開催されたが、政府は形式的に対応するだけに終わった。実質的に、人種差別撤廃条約の対象になるコミュニティや支援NGOとの意見交換を政府報告書に反映させようとする姿勢は見られなかった。しかも、第2回目の意見交換会の時にマイノリティ当事者とは一切関係のない他の参加者が人種差別的発言や言動により会場を大混乱させた。それにもかかわらず、主催者である政府は事態を放置したままである。

< 「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会 >

人種差別撤廃条約第1回第2回政府報告書フォローアップ(2007年8月)には、12「人種差別的行為からの救済の一つとして、民事上の損害賠償請求が可能である。」「人権相談所を設けて差別を受けた方からの相談に応じている」「人権侵犯事件として速やかに調査し、」と、ある。しかし、実際に起きた事件の解決には、それらはまったく無力であり、絵空事に過ぎないと言わざるを得ない。

近年、条約の国内実施のための政府とNGOの意見交換会に、人権条約を破棄させようとする保守的勢力が乗り込んできて、妨害活動を行うようになった。2007年8月31日に外務省本省内で行われた人種差別撤廃条約第2回目意見交換会の席上、彼らは、条約の実現を求めて出席したマイノリティ当事者を誹謗し、差別語を使用して名誉を毀損し、「差別されるのは当然である。」等とする発言を行った。担当官僚は、ただちにヘイトスピーチを制止するなどの措置をとらず、意見交換会は流会した。

マイノリティ当事者は、保守派のヘイトスピーチを、人権侵犯事件として申し立てを行った。しかし、申し立てを受けた人権擁護局には調査権限が認められていないので、加害者側が被害者の申告した差別行為を認めた時にのみ、法的拘束力のない勧告を通知することができるにすぎない。今回も、保守派が加害行為を全て否定したため、ヘイトスピーチが行われたかどうかの判断がされず、結果として人権侵害が認定されなかった。保守派は、それをとらえて、HPなどでは、人権擁護局に対しては否定したヘイトスピーチ繰り返し替えし、そのヘイトスピーチが当局によって容認されたかのような宣伝を行った。

やむを得ず、マイノリティ当事者は、保守派に対して、民事上の損害賠償請求を求めた。日本の裁判では、ヘイトスピーチは確実に個人を対象としていなければ、不法行為とは認定されない。特定のマイノリティ全体についての侮辱発言は、一般的に個人的な見解を表明したにすぎないとされる。2009年12月24日の判決では、人種差別撤廃条約の国内実施のために日本政府が主催した公的な会議におけるヘイトスピーチであることは全く考慮されなかった。保守派の「その場にマイノ

リティ当事者がいることを知らなかった。」という抗弁が採用され、「個人が対象ではない。」「個人的な見解にすぎない。」とされて、マイノリティ当事者が敗訴した。マイノリティの人権を守るための、「差別禁止法」の制定が必要不可欠であることは明らかである。

第 1 条

3 . 条約と国内法の関係を、解釈の目的で国内裁判所により条約が使われた判例を可能な限り引用しながら、明確にしてください。

< IMADR-JC >

日本の法制度では、条約を批准し発効すると、その条約は国内的効力を持ち、国内法となる。条約を締結する時には国会の承認が必要で、条約の国内法上の地位は、最高法規である日本国憲法より下位、国内法より上位となっている（憲法 98 条 2 項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守する」）

従って、理論的には条約にそぐわない国内法の規定は改正が必要だが、それは充分になされていない。また、膨大な裁判数の中で、人種差別撤廃条約が解釈の目的で援用された間接援用のケースはほとんどなく、わずか 2、3 件のみである。（例：浜松の宝石店へのブラジル人入店拒否事件、小樽温泉入浴拒否事件。政府報告に詳述されている）

しかし、間接適用の判例があまりにも少ないのが現実である日本国内裁判において、外国人差別に関する不法行為にもとづく損害賠償請求が認められたことはない。外国人の入会制限が争われたゴルフクラブ入会拒否事件（東京高判 2002 年 1 月 23 日判決）にみられるように、裁判所は、一貫して、援用された条約規定の直接適用を明示的に否定するのみならず、間接適用についても実際上否定する姿勢をとり続けている（国籍や民族的出身を理由とする人種差別を禁止する法律を制定しない不作為は国家賠償法上違法ではないとした。）

条約の趣旨に照らした原告団の主張に対する日本の裁判所の姿勢は消極的であり、条約と国内法との間に矛盾はないという見解を基本姿勢として誇示している。（（例）外国人の住宅ローン融資申込み拒否、東京高判 2002 年、損害賠償請求棄却）（県立大学外国人外国語教員雇用契約更新拒否事件、熊本地判 2002 年、請求棄却）

4 . 委員会の前回の最終所見²並びに“世系”に関する委員会の一般的勧告 29 を繰り返し述べるが、締約国は部落出身者の市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の全面的な享有を保障するために、どのようにして世系に基づく差別の概念を国内法や規則に統合してきたのかを示してください。

< 部落解放同盟 / 部落解放・人権研究所 >

2009 年 12 月 18 日現在、日本政府は、人種差別撤廃条約第 1 条に規定されている「世系(descent)」の対象の部落差別が含まれないとの見解を維持したままである。

なお、2001 年 3 月に出された人種差別撤廃委員会による最終所見では、2002 年 3 月末で期限切れを迎えた「地対財特法」後の部落差別撤廃にむけた戦略について、次回報告書での報告が求められている。

² CERD/C/304/Add.114,パラグラフ 8

これに関して言えば、1996年5月に地域改善対策協議会から意見具申が出されている。この意見具申は、「特別措置法」の期限切れを見越して部落差別撤廃の基本方向を示したもので、政府はこの意見具申を尊重する義務を負っている。この中では、基本認識として、同和問題は解決へ向けて進んでいるものの、依然として重要な課題であること、同和問題など様々な人権問題の解決は、国際的な責務であること、同対審答申（1965年8月）の精神を踏まえて、国、地方公共団体、国民の一人ひとりが同和問題解決に主体的に努力をする必要があること、同和問題解決にむけた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題解決につなげていく必要があること、が指摘されている。その上で、意見具申は、具体的に求められることとして、依然として存在している差別意識の解消のために教育・啓発にとりくむ必要があること、人権侵害による被害の救済等のためには救済のための効果的な方策を確立する必要があること、教育、就労、産業等の面での較差をなくしていくためには一般施策を活用していく必要があること等を提起している。

この内、に関しては、2000年12月に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が公布施行され、2002年3月には人権教育・啓発推進計画が策定された。今後、人権教育・啓発推進法や人権教育・啓発推進計画の積極面を踏まえたあらゆる分野で人権教育が推進される必要がある。に関しては、2002年3月人権擁護法案が国会に上程されたが、この法律に基づいて設置される人権委員会の独立性や実効性の面で批判があり、2003年10月廃案になった。その後今日までこの面の法律は制定されていない。早急に、独立性と実効性を持った人権委員会の設置を盛り込んだ法律の制定が求められている。に関しては、高校へ進学するための奨学資金については、これまで特別措置として実施されていた奨学資金制度が、2002年4月以降、いくつかの府県では一般施策の奨学資金制度として継続されたことは評価できる。しかしながら、2002年3月末で「特別措置法」に基づく特別施策が廃止されたこと、日本社会も格差拡大社会となり新たな貧困層が生み出されてきていること、2008年9月のリーマンショックを契機とした世界同時不況の到来等により、部落の生活実態は厳しいものとなっている。政府の責任において早急に今日的な部落の生活実態を把握するための調査を実施し、部落差別撤廃にむけた方策を確立することが必要である。

周知のように、2009年9月に、日本においては政権が交代した。10月26日に開会された第173臨時国会で、鳩山首相は歴史的な所信表明演説を行った。その中で友愛政治の原点として弱い立場の人びと、少数の人々の視点が尊重されなければならないとして「かつて、多くの政治家は、『政治は弱者のためにある』と断言してまいりました。大きな政府とか小さな政府とか申し上げるその前に、政治には弱い立場の人々、少数の人々の視点が尊重されなければならない。そのことだけは、私の友愛政治の原点として、ここに宣言させていただきます。今回の選挙の結果は、このような『もっとも大切なこと』をおろそかにし続けてきた政治と行政に対する痛切な批判であり、私どもはその声に謙虚に耳を傾け、真摯に取り組まなければならないと、決意を新たにしております」と述べている。

また、政治手法についてもこれまでのような官僚任せではなく、政治家が基本的な判断をしていくとして「私は、政治と行政に対する国民の信頼を回復するために、行政の無駄や因習を改め、まずは政治家が率先して汗をかくことが重要だと考えております。このために、鳩山内閣は、これまでの官僚依存の仕組みを排し、政治主導・国民主導の新しい政治へと180度転換させようとしています。各省庁における政策の決定は、官僚を介さず、大臣、副大臣、大臣政務官からなる『政務三役会議』が担うとともに、政府としての意志決定を内閣に一元化しました。また、事務次官等会議を廃止し、国民の審判を受けた政治家が自ら率先して政策の調整や決定を行うように致しました。重要な政策については、各閣僚委員会において徹底的に議論を重ねた上で結論を出すことに致しました」とも述べている。

鳩山首相の、この決意を受けて、日本を人権立国としていくために、2010年1月から開会される第174通常国会で、「人権侵害救済法」（仮称）の制定による独立性と実効性を備えた人権委員会

の設置、自由権規約や女性差別撤廃条約等に関連した個人通報を認めた条約の批准(人種差別撤廃条約については14条1項の受諾宣言)とともに、人種差別撤廃条約の第1条で規定されている「世系(descent)」の対象に部落差別が含まれることを承認することなど積年の課題の実現が求められている。

5. 日本国籍取得の申請を行う在日コリアンが依然として本名から日本名に変えるよう駆り立てられ、教育・雇用・結婚に係る差別の恐れから、しばしばそうせざるを得ないと感じているとされている報告に関して意見を述べてください。

< 移住労働者と連帯する全国ネットワーク >

委員会は前回の最終見解(para.18)において、「個人の名前は文化的、民族的アイデンティティの基本的な表象である」と明示したが、日本の学校教育において在日コリアンの子どもの80%以上が「日本式名前」を使うことを余儀なくされている。また移住労働者・結婚移住者の子どもたち、とくにブラジル人、ペルー人、フィリピン人の子どもに対しては、「わかりやすくする」という理由だけで、日本式「氏・名」のカタカナ表記がされている。これでは、「外国人の持つ文化、宗教、生活慣習等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重する」(政府報告書 para.20)ことにはならない。(詳しくは移住連のNGOレポートを参照)

< 多民族共生人権教育センター >

日本が植民地時代に行った「創氏改名」によって、当時の植民地生活者は日本式の名前を使うことを強要された。戦後植民地支配は解かれたが、在日外国人の90%強が在日コリアンであった当時、在日コリアンにあったのは絶対的な「貧困」か「同化」でしかなく、多くの同胞が劣悪な差別の前で悩み・苦しみ、ある者は尊い命さえ絶ってきた。そして、選挙権や国民年金制度をはじめとしたあらゆる社会制度から在日コリアン(在日外国人)を排除し、差別の対象としてきた。

未だそういった排外体制は日本社会から払拭されていないと考える。なぜなら、外国人登録や修学手続きの際に「日本式の名前はないのですか?」と尋ねる行政職員が存在するからである。在日コリアンに限らず、戦後新たに増加しているいわゆるニューカマーと呼ばれる外国人に対しても、日本人が覚えやすいから、呼びやすいから、行政の書類に記入しやすいからといった安易な理由で日本式の名前を使うことを強要、助長するような行政職員がいるのである。

また、現在では、一見在日コリアンに対するあからさまな差別はなくなったように言われるが、民族名であるが故にアルバイトや就職の面接時に就労制限のない在日コリアンに外国人登録証の提示を求めたり、金融機関で融資を受ける際に人権侵害を受けるなどの差別事件は依然として頻発している。また、学校に限らず会社や地域においても民族名であるがゆえに差別、排外の対象とされ、結婚を反対されるといった事例も未だなくなっていない。

このような状況から、日本人側の排外意識が当事者側のいじめや差別に対する不安や恐怖をあおることにあり、その結果として日本式の名前を使う例が多くなっていると考えられる。

第2条

6. 委員会の前回の最終所見³に関して、締約国は条約の条文に沿って包括的な反差別法を採択する意思があるかどうかを示してください。

³ CERD/C/304/Add.114,パラグラフ 10

< IMADR - JC >

日本は 1995 年に人種差別撤廃条約に加入し、私人や団体による人種差別を禁止・終了させる義務を負ったが、そのための国内法の整備は何ら行われなかった。そのため現在も、私人間における差別を禁止する包括的な法令はない。その結果、雇用、住宅入居や商店への入店、婚姻などの分野で、人種や民族、世系などを理由とする差別が生じやすい。裁判所が、私人による差別を不法行為と認め損害賠償を命じる例はあるが、あくまで事後救済であり、また、差別を禁止する具体的な法令は依然存在しないために、起こりうる差別を防止する効果は薄い。裁判所による救済を求めても時間と費用がかかることから、泣き寝入りとなるケースも多い。この種の差別に対する簡易・迅速な救済システム（国内人権機関など）も存在しない。

7. とりわけ、部落・アイヌ・沖縄および在日コリアンの人びとが直面する差別に関する申し立てに対応するために特定の任命された独立した機関が締約国内に存在するかどうか、あるいは、そうした機関を設置する計画があるかどうかを示してください。より広義には、締約国はパリ原則に従って国内人権機関を設置する意思があるかどうかを示してください。（総会決議 48/134、付属文書）

< 多民族共生人権教育センター >

現在、国内で人権問題の相談機関の体表となっているのは法務省だが、一方で外国人登録や出入国管理を統括しているのも法務局であり、オーバーステイ外国人の通報制度や取り締まりを行っているのも法務省である。特に、1947 年から 2000 年に全面廃止されるまでの 53 年に及ぶ長い間、外国人登録時に指紋捺捺義務を課し、2007 年 11 月からは入国時に特別永住者以外の外国人に指紋採取と顔写真の撮影を義務付けるという人権侵害を行っている法務省が相談機関では、いくら相談に来てくださいと多言語対応をしたところで、外国人当事者が自分たちの人権を守ってもらえるとは到底感じる事ができないのが現状である。

さらに、各自治体が行っている人権問題の相談や法務省が行っている相談機関に差別の被害を訴えても、何をもって差別とし、その差別を禁止すると明確にしめした法律がないために、被害者の立場に立った解決、救済策が講じられることは少ない。その結果被害者は、精神的苦痛を受けた、または物理的不利益を被ったことに対する民事訴訟法上の損害賠償請求をするしかなく、訴えを起しても、必ずしも人権侵害が認められるわけではなく、加害者から適切な謝罪と改善が行われることは稀である。裁判を起すことに対する精神的、物理的負担も大きいと、結局は被害者が泣き寝入りせざるを得ない状況が放置されているというのが国内人権機関の実情と言える。

< 琉球弧の先住民族会 >

琉球・沖縄における差別の歴史概要

琉球・沖縄は、かつて「琉球王国」という独立国であったが、1879 年に日本政府によって強制的に併合された（「条約法に関するウィーン条約」第 51 条違反の可能性もある）。日本に植民地化されて以降、琉球・沖縄民族独自の言語、文化、慣習等は民族差別及び同化政策の対象とされてきた。エスノサイドは現在もあらゆる形態の同化政策によって継続されている。

沖縄は第二次世界大戦時に日本政府の軍事戦略下において、地元住民を巻き込んだ国内最大且つ、唯一の地上戦が行われた。日本軍は沖縄語を使用する者をスパイと見なして多くの沖縄人を虐殺し、あるいは日本軍より住民へ手榴弾が配布され、強制集団死が起こった。

戦後、米軍に沖縄人の土地を強制接収され（ハーグ陸戦法規違反）、1972 年に日本政府へ米軍から施政権が返還されてもなお、今日に至るまで、日米両政府の日米安全保障条約を盾とした「太平洋の要石」として位置づけられ、日本の国土面積の 0.6% の沖縄に、在日米軍専用施設の 75% が集中している。さらに、差別的な国内法、通称「米軍用地特別措置法」により、事実上、沖縄（人）

は在沖米軍に対する土地提供の拒否権行使を否定されており、日本政府によって沖縄に米軍基地を固定化する政策がとられている。沖縄だけに米軍基地を集中的に維持・存続させていることで、琉球・沖縄民族の人権や自尊心を侵害し続けており、日本政府の構造的差別が存在していることは明らかである。

これまで10年以上にわたり、各国際人権条約締約国審査および人種主義に関する特別報告者により、琉球・沖縄民族への日本政府によるあらゆる差別実態の改善勧告がだされているにもかかわらず、依然として改善措置はとられていない。

これら差別問題が国内で改善されない大きな理由として、パリ原則に基づく独立人権機関が国内に設置されていないことがあげられる。

< 人権市民会議 >

2009年8月に行われた選挙で政権交代が実現し、新たな法務大臣が就任した。9月16日に行われた就任記者会見において、人権救済機関の設置に取り組みたい旨の発言があった。また、11月19日の衆議院法務委員会においても「問題を残すことなく整理をして、でき得る限り早期に実現に向け着実に進めてまいりたい」との答弁を行っている。

8 .非公開の戸籍謄本のデータを入手できる一部の専門業種および自治体職員がその職権を利用して“ 部落地名総鑑 ”として知られているリストを作成したり更新して、先祖、出身地および本籍地に関する情報を、就職応募者や結婚相手が部落出身者であるかどうかを判断する身元調査を行っている信用サービス会社や民間の調査業者に売っているという申し立てに関して意見を述べてください。プライバシー尊重を保護するために、またその侵害や乱用に対処するために中央政府はどのような措置をとってこられたのか示してください。また、祖先を基にした現行の戸籍制度を変更する計画、そして個人情報へのアクセスは当該個人の事前同意がある場合のみ許可するような要件を導入する計画はあるかどうかを示してください。

< 「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会 >

日本における市民登録である戸籍は、1871年に明治政府が、戸数と人口を明らかにして支配体制を確立するために、国民を「家」ごとに登録したことに始まる。その戸籍の編制・記載の方法は、出自としての「家」の来歴と、その「家」同士の婚姻関係、「家」の子としての親子関係等が、網羅的に判明するものであった。先祖をたどって、人種を特定することが容易なので、ナチスドイツは日本の戸籍制度を研究し、移植を計っていた。

日本は、敗戦にともない、個人を基本単位とする現行憲法体制に移行したとされるが、政府は、市民登録を個人単位に移行しなかった。「家」に統合されていた複数組の婚姻家族を、単数の婚姻家族ごとに分解して登録するという、家族単位の登録を踏襲された。家族間の血縁関係・縁戚関係、人種的出身を含む「家」の来歴等は、戦前と同じく容易に把握できた。そして、1976年まで、だれでも自由に他人の戸籍を閲覧することが出来た。

このような環境下で、「戸籍感情」という日本独特の感情が発生し、時代と共に強固になっていった。人々は自己の関係する戸籍に、家族の婚姻等によって、被差別マイノリティが記載されることを怖れている。大方の日本人にとって、自己が被差別マイノリティと無関係であることを証明する手段が戸籍であり、そうではない状態になることを「戸籍が汚れる。」と表現し、忌避する。戸籍が汚れないようにする行動規範が今なお見られる。戸籍を不正取得して、出自を暴いて人権を侵害することを悪とするより、被差別マイノリティであることを明らかにしなかった責任を当事者に問うありさまです。

婚姻家族を単位とする戸籍編制で最も被害を受けるのは、婚外子とその母である。1873年、政府は、「ふしだらな女をこらしめて、他の女性の教訓にするため」に、婚外子とその母で構成される戸籍を考案し、現在も踏襲している。このことを、女性差別撤廃委員会に情報提供したところ、2009年8月の総括所見で2年以内のフォローアップが求められた。この状況を解消するには、個人登録への移行しかない。

そうすることで、日本では、はじめて自立した個人が形成される。自立した個人は、民主主義社会の基本単位である。民主主義の進展は、日本における人権意識を向上させ、差別・人権侵害の解消へと人々を向かわせる。

< 部落解放同盟 / 部落解放・人権研究所 >

人種差別撤廃委員会によるこの質問は、行政書士等による戸籍謄本等の不正入手事件と部落地名総鑑の新たな回収という事態の理解において混乱が見られる。そこで、問題を整理すると、従来住民票や戸籍謄本等は公開されていたため結婚や就職に関わった部落差別事件が相次いだ。これに対する抗議の運動によって1980年代の半ばに関係法が改正され「公開制限」された。この結果、一般市民が他人の住民票や戸籍謄本等を入手することは困難になったが、職務上住民票や戸籍謄本等を必要とする行政書士や司法書士等8業士（以下「行政書士等」と略）は事実上フリーパスで他人の住民票や戸籍謄本等を入手することができた。このような事情のもとで、2003年以降、行政書士等によって住民票や戸籍謄本等が大量に不正入手される事件が相次いで発覚してきた。行政書士等に戸籍謄本等の入手を依頼していたのは興信所・探偵社などの調査業者（以下「調査業者」と略）である。調査業者は、住民票や戸籍謄本等を行政書士等に入手もらった場合、一定の金額を支払っていた。調査業者は結婚予定の相手や採用予定の応募者が被差別部落出身者でないかどうかなどを調査することの依頼を受けていたと思われる。調査業者が行政書士等から調査対象者の住民票（現住所がわかる）や戸籍謄本等（本籍地がわかる）を入手したとしても、そこに記載されている現住所や本籍地が被差別部落であるかどうかはわからない。このため、部落地名総鑑（これには、全国のおよそ5300地区に及び被差別部落の地名と住所、戸数、主な職業等が記載されている）と調査対象者の現住所なり、本籍地とを照合する必要がある。そして、調査対象者の現住所なり、本籍地が被差別部落であった場合、「部落出身者である」との報告が調査依頼者に報告されることになる。この関係を考慮したとき、2005年末から2007年にかけて、大阪の調査業者から3冊の部落地名総鑑が回収されたこと、さらには、2007年9月には電子版部落地名総鑑（3.5インチのフロッピーに記録されていた）が回収されたことは、極めて深刻な問題であることがわかる。なお、仮に部落の人口を部落解放運動関係者がかねてより主張している300万人と仮定すると、部落の人口の占める比率は、日本の全人口1億2000万人の4%である。ということは、調査業者の報告の内の4%が「被調査者が部落出身者である」との報告が行われるが、残りの96%は「調べた結果、部落出身者ではなかった」との報告が行われることとなる。後者の場合も部落差別であるが、表面化することはない。前者の場合で、結婚や就職に際して差別を受けたとの明確な証拠をつかむことができた被害者が社会的に告発した場合のみ差別事件として表面化する。2003年以降、行政書士等による住民票や戸籍謄本等の不正が相次いで発覚したため2007年に住民基本台帳法や戸籍法が改正された。この結果、例えば戸籍謄本等については原則非公開（本人や一定の親族のみに限定）となり、行政書士等が他人の戸籍謄本等を入手する場合、a. 本人確認を厳格に実施する、b. 戸籍謄本等の請求理由を明記する、c. 不正入手が発覚した場合刑事罰を科す（従来は行政罰）こととなった。この法改正によっても、不正入手が考えられるため、部落解放運動関係者からは、戸籍謄本等を入手された本人に通知が行く制度（本人通知制度）これは個人情報保護の大原則であるの導入が求められているが、今回の法改正では採用されていない。調査業者による部落地名総鑑の作成販売、調査対象者が部落出身者でないかどうかを報告することを規制する条例は、大阪府等で

制定されているが、国の段階での法律は存在していない。

以上の説明を概念図にすると以下ようになる。

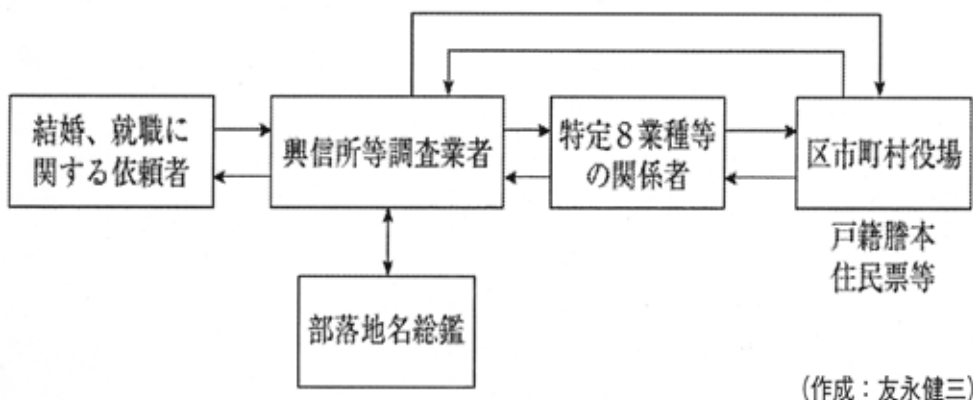


図2 戸籍謄本等の不正入手と部落地名総鑑の関係概念図

< アジア・太平洋人権情報センター >

調査会社が、就職の際には雇用しようとする企業の、結婚の際には婚約者の一方の親族の依頼に基づいて、就職希望者あるいは結婚相手の身元調査を行っていることに加えて、不動産開発の資料として、当該地区が被差別部落をはじめ在日コリアン、ベトナム人、中国人などの集住地区および近隣地区である場合、隣接環境や教育環境として、「地域的に問題をかかえるエリア」「一部敬遠される地域」「低位エリア」などといった差別的な報告書を作成しているという実態がある。

部落解放同盟の最近の調査によると、不動産広告を請け負う複数の広告会社が、調査会社に依頼して、とりわけ大阪をはじめとする近畿圏内におけるマンション建設の計画地について、周辺住民からの聞き取りなどに基づき、その地区における住宅開発の立地をめぐる「評価報告書」を作成し、広告代理店契約を結ぶための資料としてマンション建設業者（ディベロッパー）に提供しているということが明らかになっている。

ある報告書の「教育環境」の欄には、「小学校、中学校は、市内でも人気に劣る学区（同地区内にある住宅にベトナム系住民が多い事などから）として知られる」⁴というあからさまな差別的記載がなされている。このような情報が、ディベロッパーがマンションの販売価格を設定する際の資料として使われているという。

こうした「土地差別調査」は、「被差別部落（の近く）に住みたくない」「被差別部落や外国人の集住地区と同じ学校に子どもを通わせたくない」などといった市民のあいだに存在する差別意識や忌避意識を背景に、調査会社、広告代理店、ディベロッパーのあいだで構造的に行われ、30～40年にもおよぶ商慣行であることも明らかになっている。しかし、この慣行は何の規制も受けることなく、広く行われているものとみられており、発覚しているのは一部の事例にすぎないようである。

以上の実態は、市民社会における被差別部落の住民や在日外国人に対する差別意識や忌避意識をなくすための啓発、「土地差別調査」に関する実態把握を行うとともに、長年にわたる慣行を止めさせる、調査報告で名指しされた地域が実際に「低位エリア」であるならば、その低位性を改善しなければならない、という行政的、法的な課題を提示している。

⁴ には実名が掲載されている。

9. 締約国がなぜ人権擁護法案を支持しなかったのかを説明し、その現状についての最新情報を提供し、その改訂版に含まれる措置を示してください。(締約国報告書、CERD/C/JPN/3-6、パラグラフ 34)

< 人権市民会議 >

人権擁護法案は、2001年に人権擁護推進審議会による答申を受け、同年、法案が上程された。しかし、独立性が確保されていない、公権力による人権侵害と私人間の人権侵害を区別していない、メディアによる人権侵害を特別救済の対象とする、など数多くの問題点を含んでいるものだったため、市民団体、報道機関、政権与野党等の批判を受け、2003年に廃案になった。その後、再提出される動きも若干はあったものの、与党内の意見がまとまらず、現在に至るまで提出されていない。一方、国際条約諸機関からは再三にわたって、パリ原則に則った国内人権機関の設置を勧告されている。2009年9月に政権党となった民主党はそのマニフェストにおいて人権救済機関の設置を掲げている上、新法務大臣もその実現に向けて取り組みたい旨明言している。9月16日に行われた就任記者会見では、内閣府の外局に設置するとし、11月19日の衆議院法務委員会においては「課題あるいはまとめのある意味では段階に当然きている」との認識を持っていると発言している。

そうした発言を受け、市民社会からは期待が高まっているものの、現時点では詳細やタイムスケジュール、工程表などは明らかになっていないばかりか、実現に向けた取り組みはまったくなされていない。

10. 現在の難民認定の手続きに関しておよび申請の処理に必要な時間が平均2年であるにもかかわらず、難民の地位を有する人びとへの財政支援は通常4か月間しか提供されないという規定に関して、さらに詳しい情報を提供してください。(締約国報告書、CERD/C/JPN/3-6、パラグラフ 28)

< 移住労働者と連帯する全国ネットワーク >

既存の難民認定と異議申し立て制度では、庇護希望者が母国で身の安全の脅威にさらされているあからさまな事実を難民審査参与員が認めない・見落とすケースが相次いでいる。さらに、政府はその難民審査参与員の選考基準を公開していない。また、庇護希望者の多くは十分な英語力を有していないため、入管職員との英語でのコミュニケーションが正確かつ十分でない場合が多い。これらの実態の無視、そして難民認定申請者の状況や申し立てに対する入管職員のあからさまな無関心さと共感的想像力の欠如によって、庇護希望者の多くは公平な審査へのアクセスの機会が奪われている。

法務省は未だにウェブサイトには難民認定プロセスに関する詳細な情報を載せておらず、入管局は、難民に認定され得る人が自発的に申請を行うことを奨励するための制度上の情報を提供することに消極的なスタンスを取っている。そのような情報がないために、多くの庇護希望者は制度を十分に理解する前に、自らの権利を知らないうちに放棄するように誘導される結果となり、退去強制させられている。入管職員の前でとられる庇護希望者の矛盾した陳述や行動の多くは制度に関する知識不足、そしてコミュニケーション力の欠如によるものであり、これら一連の矛盾した行動が難民認定申請過程における彼らの主張の軽視や合法性の否認に都合よく使われている。

(詳しくは移住連のNGOレポートを参照)

第4条

11 .他者の権利を侵害しないインターネットの使用を保障する措置が数多く採用されていることに留意しているが、それでもなお委員会は、インターネット上での不寛容や差別的攻撃の事件が相次ぎ、とりわけ部落や在日コリアンを含む特定のコミュニティに対する憎悪に満ちたメッセージや脅しの匿名の投稿がそれらに含まれており、さらには、これらコミュニティの構成員あるいは子孫の家族名や居住地に関する個人情報を入手して広めるためにインターネット地図と検索エンジンが利用されているとした報告に関して意見を述べてください。2004年のプロバイダ責任制限法がこうしたインターネットの悪用に対処するためにどの程度適用されてきたのか、あるいはその他どのような措置がとられてきたのかを示してください。さらには、2005年に設立された“インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会”の発見のどの部分がこれまで実施されてきたのかを示してください。(締約国報告書、CERD/C/JPN/3-6、パラグラフ42)

< 反差別ネットワーク人権研究会 >

< インターネット上の差別に反対する国際ネットワーク(INDI) >

インターネット上の差別問題への日本政府の取り組みは、子どもポルノや犯罪・自殺を助長するような刑事罰として取り締まり対象となるサイト等への取り組みと比べ、遅れている。たとえば、被差別部落出身者や在日コリアン、女性、障がい者など、集団に対する差別的な言動や差別に基づく暴力や排除行為などを助長するようなインターネットを通じた情報の流布は、個人を特定していない限り誹謗・中傷行為とは見なされず、法的な処分の対象にはなっていない。この点について、日本政府は、個人を特定しない集団への差別的な言動についても、違法あるいは有害情報として通報制度に含め、情報者開示や情報の削除などの対象とするべきである。

現行法の「有害情報規制法」には差別だけではなくいじめの内容まで入っておらずとても有効な法律とは良い型物があり、有害情報、違法性のある情報として差別やいじめの問題も加えるべきである。

法務省が設置した「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」は、2005～2006年にかけて10回開かれたが、マイノリティ人権団体などから選ばれた委員が一人もいなかった。このことは、差別の被害に遭うことの心の痛みのみならず、個人を特定しない差別的なネット上の情報によりマイノリティが受ける社会的・経済的な実害を理解できない委員会を生み出し、実際に起きているネット差別問題への解決には貢献できなかった。日本政府は、表現の自由や通信の秘密に関する専門家やインターネットサービスプロバイダ(または当該業界の代表者)のみでなく、差別問題に取り組む人権擁護団体等との協力・連携関係を築くべきである。

現在の差別的内容をどれほど認識しているとは言い難くとても研究会委員がその現状をしっかりとるとは言い難いことから再度の委員選出と委員会設置を提案する。

インターネット上の人権問題に対して、日本政府はフィルタリングソフトに頼りすぎる傾向にある。フィルタリングソフトは、差別情報を発信する加害者側への考え方や行動の変換をせまることがないため、差別を解消するための措置とは言えない。民間の受信者へ向けたサービスのひとつとしてフィルタリングソフトが開発・利用されることは別に、日本政府として差別問題に取り組むための、インターネット上の個人を特定しない集団に対する差別情報を含む包括的な人権擁護・差別撤廃のための法制度を整備するべきである。そのためにも「マルチメディア人権基本法」ともいうべきマルチメディアの中で人権が尊重されるための法律をつくるべきである。

< 部落解放同盟 / 部落解放・人権研究所 >

インターネット上で流されている部落差別に関する情報には、ある特定の個人（プロ野球選手や歌手などの著名人の場合が多い）が、被差別部落出身であるとして流布するもの、ある特定の地区が被差別部落であるとした情報を流布するもの（これは、「部落地名総鑑」の一部といえるし、なかには、その地区の写真を貼付し差別的な解説を加えているものがある）、「部落民は遺伝的に劣等人種だ」とか「部落民を皆殺しにせよ」とかといった差別宣伝、差別扇動を流布するもの、世間をあっという間に驚かせるような内容の凶悪事件が生じたとき、その実行者なり容疑者を部落出身であると一方的に決めつけた情報を流布するようなもの、の4類型に分けることができる。

日本においては、これらの情報をインターネットで流布したとしても、直接これを規制する法律は存在していない。かろうじて、これらの情報に気付いた人びとや人権団体、自治体関係者等がブロバイダーに指摘して削除請求をした場合、削除されることがあるか、被害者が名誉毀損罪で訴えて、実行者が判明した場合、逮捕され、裁判で有罪判決が出されることがごくまれに存在しているだけである。（具体的な事例としては、前回の情報提供でも紹介した2002年3月以降1年3ヶ月にわたり同僚の部落出身者を誹謗中傷する情報をインターネットを使用して流布した兵庫県尼崎市職員による事件、2007年に愛知県、三重県、岐阜県に存在している被差別部落に関するウェブサイトを開設し差別情報を掲載した愛知県名古屋市在住の青年による事件がある。）

インターネット上の差別宣伝や差別扇動を禁止する法律の制定、インターネット上の差別宣伝や差別扇動の被害者を救済する実効性のある救済機関の設置、インターネットを使用する際に人権を尊重していくことの必要性に関する教育・啓発の推進が求められている。この他、インターネットの性格上、国際的な条約の制定が求められる。

なお、日本においても近年グーグル社によるグーグルストリートビューサービスが開始され始めているが、これがインターネット上で流布されている部落地名総鑑に関する情報と結合されるならば、個人の家まで特定されるおそれが極めて高い。この結果、結婚差別や就職差別が引き起こされる危険性が高いが、これを防止するための方策が示されていないという問題がある。

質問項目 11 に直接該当しないが、第 4 条の関連で -

< 移住労働者と連帯する全国ネットワーク >

委員会は前回の最終見解（para.13）において、石原慎太郎・東京都知事の「三国人発言」（2000年4月）を、人種主義による差別的発言とし、「当局がとるべき行政上または法律上措置をとっていないこと」について懸念を表明した。しかし、石原都知事はその後も2001年5月、2003年8月、2006年9月と、差別発言を繰り返している。

石原都知事は2001年5月8日、日本の新聞『産経新聞』に、「日本への不法入国者は年間およそ1万人、うち中国人が40%弱。彼らは不法入国故、正業にはつげず必然犯罪要員となる」と、根拠のない数字をならべ、中国人同士の殺人事件を例に挙げて「こうした民族的DNAを表示するような犯罪が蔓延する」と書いた。さらに2003年8月4日、同紙において、「いかなる政治をも信用しない中国人の極めて現実的なDNAは.....その願望をかなえるためには堂々と盗みもする」と書いた。また石原都知事は2006年9月15日、政府機関が後援するシンポジウムにおいて、「不法入国の三国人、特に中国人ですよ。そういったものに対する対処が、入国管理も何にもできていない」と発言した（『朝日新聞』2006年9月16日）。このような度重なる人種主義発言に対して、日本政府は「発言全体の文脈を踏まえれば」差別発言ではないとして（国連特別報告者の日本公式訪問報告書に対する日本政府の意見書・2006年6月）、何一つは正措置をとっていない。

（詳しくは移住連のNGOレポートを参照）

第5条

12. 締約国の法執行機関を含む行政にアイヌおよび沖縄のコミュニティの構成員をさらに採用するためにとられた措置に関する情報を提供してください。条約の対象となる集団の構成員の公務部門における雇用の割合に関してさらなる統計的な情報を提供してください。また、採用や雇用に関係してしばしば差別が起きているという報告および、アイヌ、部落、日系移住者を含むコミュニティの構成員あるいはその子孫が、中小零細企業の不安定でブルーカラーの労働に大きな割合を占めており、管理職に占める割合は非常に小さいという事実に関して、意見を述べてください。

< 琉球弧の先住民族会 >

沖縄における学校教育現場の教職員、また大学機関の研究者、県庁職員の採用において、日本人（大和人）が増加している。これら状況に対して措置は講じられておらず、日本人枠を設けるべきである。国の機関においても同様の措置がとられるべきである。

国立大学の入学枠に先住民族枠を設けるべきである。

< 多民族共生人権教育センター >

国家公務員法の第三十八条には、国家公務員には適さない人を挙げている。ここに外国人は含まれていない。また、地方公務員法第十六条においても、地方公務員になれない者を挙げているが、ここにも外国人は含まれていないのである。国家公務員のうち、外務公務員については「国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者は、外務公務員となることができない。」という規定があるが、法律をそのまま解釈すれば「外国人も外務職以外の国家公務員、地方公務員に就ける」ことになる。

しかし、実態としては、国立大学の一般職の募集要項ですら「日本国籍を有しない人は受験できません」と書かれており、受験資格を与えていないのである。地方公務員についても、それぞれの自治体で職種や階級によって国籍条項を設けているところが依然として残っている。2005年1月には外国籍を理由に東京都の管理職試験の受験を拒否された都の保健師が200万円の損害賠償などを求めた「都庁国籍任用差別訴訟」の最高裁判決が出され、「採用した在留外国人の処遇について、合理的な理由に基づいて日本国民と異なる取り扱いをすることは、雇い主である東京都の裁量の範囲内であり、違法ではない」として原告の訴えは棄却されている。司法の最高機関である最高裁判所が外国人差別を起こした自治体を容認し、被害者を放置したのである。

また、1982年に「国立又は公立大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」が制定され、国公立大学の教員への門戸は開かれたものの、学科長や学部長などの管理職への任用や任期について制約を伴うものとなっている。地方公務員も同様で、各自治体によって判断基準が異なっており、公務員だけでなく、消防団に国籍条項を付けている自治体もある。また、地域福祉の一役を担う民生・児童委員については民生委員法に国籍要件に関する記載はないものの、「市町村議員の選挙権がある者」という規定があるため、事実上外国人は排除されている。以上のように、憲法や法律では禁止事項として挙げていないにも関わらず、何の法的拘束力もない1953年の内閣法制局部長の出した回答が今現在も当然のこのように扱われているのである。

そして、このことが外国人を公的機関での採用から遠ざけ、私企業に対して外国人労働者には差をつけてもいいのだという誤った考えを持たせる一要因となっているのである。これによって、研修生制度が悪用され、多くの外国人研修生が低賃金労働者として様々な搾取を受けながら働かざるを得ない状況を作り出し、私企業においても管理職登用について外国人には特別の壁ができるような精神構造を生み出していると考えられるのである。

< 部落解放同盟 / 部落解放・人権研究所 >

1) 公務部門での部落出身者の採用に関して言えば、1969年から2002年3月まで、「特別措置法」が存在していた33年間に関しては、現業部門を中心に一定部落出身者が採用された。(現業部門では労働条件が厳しいこともあって、人手不足であったという事情も存在していたが・・・)しかしながら、近年公務員の削減、現業部門の民営化、さらには「特別措置法」の終了(2002年3月末)等によって、近年公務部門での部落出身者の採用は、急激に減少しているかほとんどない現状にある。このため、部落の若年層の失業者、不安定就労者が増加してきているという問題がある。

2) 採用や雇用面での差別事件についても、調査業者に依頼して身元調べを依頼していた事例、面接に当たって親の職業等を問いただす事例、本籍地を記載した書類の提出を求めた事例等が後を絶たない現状がある。採用や雇用面での差別を根絶するために、就職差別を法律で明確に禁止する(日本には、部落差別に基づく就職差別を明確に禁止した法律は存在していない)とともに、企業内での人権研修、とりわけ就職担当者に対する研修の強化が求められている。

3) 質問にあるように、部落の労働実態を見たとき、「中小零細企業の不安定でブルーカラーの労働に大きな割合を占めており、管理職に占める割合は非常に小さいという事実」がある。しかも、深刻な問題は、「特別措置法」が終了したこと、日本社会も格差拡大社会になり新たな貧困層が生じてきているという部落を取り巻く社会情勢の変化のもとで、部落の労働実態は、近年悪化してきている(しかも部落の若年層にその傾向がひどく現れている)という問題がある。このため、早急に労働面を中心とした部落の実態調査を実施し、事態を改善するための抜本的な方策を策定する必要がある。

13. 2007年から実施されている外国人の生活環境適応加速プログラムと、このプログラムの対象者の範囲に関して、さらに詳細な内訳と情報を提供してください。(締約国報告書、CERD/C/JPN/3-6、パラグラフ55)。またこのプログラムが外国人配偶者および国際結婚の子どもたちにも適用されるのか、あるいは彼・彼女たちの社会統合を促進する他のプログラムが存在するのかどうかを示してください。

< 「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会 >

2008年12月に、最高裁の違憲判決を受けて国籍法が改正された。それによって、外国人を母とし、日本人父が生後に認知した未成年(20才未満)の婚外子に、父母が婚姻をしなくとも、日本国籍が付与されることになった。

法務省民事局長の国会答弁によると、過去の対象となる国際婚外子の認知の届け出を年間600~700名と推計している。それからすると、法務省は、対象者の累計が最小でも12,000~14,000名に達するとの認識を有していると思われる。(衆議院法務委員会2008年11月18日)なお、対象者を4~5万人と推測する報道もある。

2009年1月1日より、対象者の国籍取得届が法務局で受け付けられるようになった。法務省によると、2009年1月からの8月末日までの8カ月間の国籍取得届出状況は882件。その内、国内申請が735件、在外公館分が147件である。

2009年にも、新たに対象となる国際婚外子が600~700名誕生することを考えると、累積している12,000~14,000名の国籍取得は、ほとんど進んでいない。

このような現状を引き起こしたのは、当局が偽装認知を見破ることを主眼として、当事者に偽装認知ではないことの証明を求めるからである。

男性が金銭を得るために多数の異なる外国人母の子を認知することがあるとの前提で、他の子を

認知していないことの証明を当事者に求めている。証明となる公的書類（戸籍）を母子が取りそろえるのは困難であり、専門家に依頼すると数十万円の費用がかかることもある。当局は職権で簡単に男性の公的書類（戸籍）を集めることができるが、負担を一方的に母子に押しつけている。

父母と子が写っている写真の提出を求めている。それが無ければ何故無いのかという理由を、外国人の母に日本語で記述させた文書を提出させている。母の日本語が不十分であるとして、母国語で書かせた上で、その翻訳も当事者に負担させている。

できるだけ日本人父の立ち会いを求めるとして、交流の途絶えている父に当局がいきなり連絡して、親子関係を決定的に破壊することもある。

国籍取得のための届け出の現場が、あたかも犯罪の容疑者を取り調べるかのような様相を示すこともまれではない。偽装認知を疑うのなら、当局の側が偽装であることを証明すべきである。

当局が偽装認知の取り締まりに傾くのは、外国人嫌いの一部の国会議員の意向に沿うためである。以前から、これらの保守系国会議員たちは、「国籍問題を検証する議員連盟」を組織していた。政権交代をした 2009 年 8 月の総選挙では、彼らは野党に転落するとともに、落選者を多数出し、議員連盟の構成員は 56 名から 24 名に減少した。それにもかかわらず、2009 年 11 月 11 日午前 10 時から、参議院議員会館で開かれたこの議員連盟の会合には、法務省民事局と警察庁が出席している。行政官僚からは、警察庁国際捜査管理官と法務省民事局民事第一課との連絡体制と通報情報のチェック体制の確立、全都道府県警察と地方法務局との連携体制が確立したことが報告されている。その会合では、偽装認知の取り締まりや、オーバーステイへの厳格な対処、外国人犯罪の現況等が話し合われた。

14 . 移住労働者の権利を守るために採られている措置に関して詳しい情報を提供してください。

< 多民族共生人権教育センター >

移住労働者の権利を守るために採られている措置はないと言ってもいいほど放置されているのが現状であり、反対に外国人住民の生活権を奪いかねない制度、施策が多くなっている。

日本の大きな問題は、オーバーステイ外国人を含めた単純労働者としての多くの外国人が日本の産業の底辺を支えているという現実がありながら、表向きは単純労働者としての外国人の受け入れを認めていないという、大きな矛盾があることである。労働者の権利を守る、労働基準法、労働関係調整法、労働組合法、などの法律はオーバーステイを含むすべての外国人にも適用されることとなっているが、多くの場合このような法律が適用されることは当事者に周知されておらず、雇用主と主従関係が成立している弱い立場の移住労働者がその権利を主張することは極めて難しい状況となっている。また、その手続きも煩雑で、移住労働者が権利を主張するには、制度を熟知した専門家の支援が必要となるが、これについては市民団体や意識の高い弁護士などが任意で行っているだけで、国が移住労働者の支援策を講じているわけではない。

さらに、2009 年 6 月 19 日には外国人登録法を廃止し、外国人の住民基本台帳を作成し運用していくという内容の法案が可決され、3 年後の施行を目指し詳細な内容が検討中であるが、IC チップが内蔵された特別永住者以外の外国人にはこれまでの外国人登録証明書に代わる在留 IC カード(仮称)の携帯義務がこれまでと同様に課せられ、罰則規定もそのまま残される内容となっている。外国人登録法では転入届のみの提出で良かったため、外国人住民の国内移動実態が把握できないシステムであったが、住民基本台帳法に則った運用となれば転出届の提出も義務化されるため、外国人住民の居住地の実態はこれまでよりも把握しやすくなると考えられる。しかし、この住所変更についても罰則規定が設けられ、期限以内に届け出を行わなかった者については在留資格を取り消される可能性がある内容となっている。また、難民申請中の者には在留カードは発行されないため、平均 3~5 年かかる難民認定審査期間中の者が学校や病院などにかかりにくくなる可能性が大きい。このように、この制度改定もまた、オーバーステイ外国人を排除するために在留管理を

厳格化したものとなっており、外国人の権利を尊重するものではなくなっている。

また、外国人の中でも在留資格によって差別、排除を受けるという事例が多くなっている。2009年10月から施行となっている「住宅手当緊急措置事業(厚生労働省主導の事業で、不景気によって離職を余儀なくされ、その結果住居を失ったあるいは失う恐れのある人に対して人数に応じて一定額の融資を行うというもの)」についても、受付窓口である自治体によって「永住資格を持つもの」「定住者、永住者の資格を持つもの」など、在留資格による制限を設けている。不安定雇用の割合が多くなっている日本において、一番底辺の労働者として位置づけられているのが移住労働者であると言っても過言ではない。その状況において、外国人の中でも救済の有無を一律に在留資格によって区別するというのは、外国人の生活権を侵害していると言える。

15. アイヌ・沖縄・部落・在日コリアン・中国人永住者などのコミュニティ並びに日本国籍を保持しない人びとが、教育・雇用・適正な基準の生活および医療のアクセスにおいて直面している不利を解決するためにとられている措置を示してください。どのような手段でこれら措置がモニターされ、進捗状況をモニターするためにどのような具体的指標が使われているのでしょうか？

< 部落解放同盟 / 部落解放・人権研究所 >

部落問題に関しては、2002年3月末で「特別措置法」に基づく特別の施策は終了した。このため、教育・雇用・適正な基準の生活及び医療の悪説等に関する特別の施策は存在していない。しかしながら、先に紹介した特別措置法終了後の部落差別撤廃の在り方に関して出された1996年5月に出された地域改善対策協議会の意見具申では、「(3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行」の「基本的な考え方」の中で、「既に述べたように、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある」として、「この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記に述べるような一部の事業等(生活、労働、教育に関わった事業のこと 引用者)については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定的でなければならないが、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである」と指摘されていた。

この指摘がまもられ、残された課題が解決されたのかどうか、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生じていないかどうか、実態調査が実施される必要があるが、政府は、1993年以降部落の生活実態を明らかにする調査を実施していない。しかしながら、前回の回答でも紹介したが、2005年に鳥取県によって実施された部落の生活実態調査結果や2006年に三重県桑名市によって実施された同様の調査結果等では、教育や雇用、生活実態面で後退してきている実態が報告されている。

このため、政府の責任で、今日時点の部落の生活、雇用、教育、医療面等の実態が明にされる必要がある。

< 中国帰国者サービス >

中国帰国者に関しては2000年1月に旧厚生省中国孤児等対策室がまとめた定着支援施策の一覧によると、日本語指導、日本語教育活動の充実、就職のあっせん、就労安定化事業、永住帰国者を雇い入れる事業主への助成金事業など、32事業が掲載されている。しかしその対象者は1世本人世帯や2世のうちの1世帯などと、中国帰国者の総数から見れば限られたものであり、対象者は総数の4分の1程度と推定できる。また、2009年から新支援策の一環として日本語教育などに関する

支援や2世・3世への就労相談などが始まったとされるが、その内容は自治体によって異なるため全国の施策の傾向を把握するのは難しい。従来からの施策にせよ新支援策にせよ、これらの措置を直接モニターする、あるいはこうした措置の実効性を検証するための政府による調査は系統的になされておらず、これまで数回実施された中国帰国者生活実態調査が1世や2世の日本語習得状況を測定していることから間接的に読み取ることができるだけである。

< 琉球弧の先住民族会 >

1. 琉球・沖縄民族の居住する沖縄県においては、日本国全体の米軍専用施設が約75%も集中し且つ、人々の居住地に近接して米軍基地（飛行施設を含む）が存在しているため爆音等の被害が恒常的に起きており、他の日本の地域に居住する日本人に比べ著しく不適正な生活環境に置かれている。また、日本の司法に救済を求める裁判を何度も起こしているが一向に解決に結びつかない。
2. 琉球・沖縄民族の高齢者の中には、母語である琉球・沖縄語のみを解し、日本語に不慣れな者が居るにも関わらず、公立の教育機関で琉球語の習得が義務化されていないため、医療従事者によっては琉球語を解さない者も多く、医師（その他医療従事者を含む）と患者間の意思の疎通が十分とはいえず、適切な医療サービスを受けられない現状がある。
3. 雇用に関して沖縄の失業率は常に日本国平均の失業率の倍近い高い率を示している。
4. 教育に関連して全国規模で行われる学力テストの結果は常に最下位である。
5. 旧国立大学ではすべての学部が網羅されているわけではない為、薬学部、獣医学部等へ進学を希望する場合は地理的距離があり、経済的負担の大きい県外の大学へ行かざるを得ない実情が存在する。

< 多民族共生人権教育センター >

外国人が生活するにあたって、さまざまな情報、物理的なものに対するアクセスが適正に行われているとは言えず、多くの不利が存在している。

外国人に対する入居拒否事件は日常化して起こっており、事件のケースは様々であるが、貸主が外国人の入居を拒否している場合、不動産仲介業者が借主にそのことを伝えず最初から物件を紹介しないケースもあるため、表面化している入居差別事件以上に内在化された事例があると考えられる。この他にも、外国人が借家を借りる場合、日本人が借りる場合には1人でいい保証人を2人付けなくてはならないという規定を設けていたり、その保証人は日本人でなくてはならないという規定を設けている不動産仲介業者もあり、外国人であるというだけで家が借りられないという差別が放置されている。

移住労働者の健康保険加入率は低く、診療費不払いの懸念から診療を拒否されるケースが多発している。また、健康保険に加入していても、言葉が通じないことを理由に診療を拒否される、ブラジル人の中でも日系人でなければ診療を受けられないなど、命に関わる極めて悪質な人種差別が起こっている。これに対して適切な措置を行うためということで、2007年10月1日から外国人を雇用した雇用者に対して、雇った外国人の在留資格や資格外活動許可の内容等を届け出ることが義務化された。しかし、実際はその制度を活用した外国人の福祉や生活権に対する施策は講じられておらず、不法就労を取り締まるための制度と捉えざるを得ない状況となっている。

雇用についても、根強い差別は残っており、行政が行っている職業紹介所や行政から委託を受けている高齢者向けの職業紹介所において紹介を受ける際に、紹介所の職員が求人企業に対して「外国人の方ですが大丈夫ですか」といった発言をするなど、差別を助長するやりとりを行っている実態がある。

また介護保険制度においても、外国人高齢者の文化背景や生活ニーズに対応できるサービス提供事業所は極めて少なく、本人申請、契約が基本となる介護保険制度において言語の問題を含む在日コリアン以外の外国人高齢者の介護問題が深刻な状況となりつつある。

このように、外国人が適正な基準の生活および医療のアクセスにおいて直面している不利は多く、これを解決するために採られている措置を挙げることはできない。

16. 国民年金法⁵の規定により、年金受給へのアクセスがない一線から退いた在日コリアンへの救済策として取られてきた措置に関する情報を提供してください。

<年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会> <一橋大学名誉教授 田中宏>
人種差別撤廃条約等と在日コリアン無年金者差別

1952年4月、対日平和条約の発効によって日本は主権を回復するが、その際、日本政府は在日コリアンなど旧植民地出身者の「日本国籍」を剥奪し、本人の意思を問うなど立法措置をすることもなく、一方的に外国人になったと宣告した。当時の在日外国人の90%余りは、こうして作られた外国人だった。

1959年、国民年金法が初めて制定されるが、「国籍要件」が課され、在日コリアンを早速差別した。その後の児童手当3法（1961～71年）においても「国籍要件」によって差別した。こうした排外システムに一矢を放ったのは、1975年のベトナム難民の発生、及びサミット（主要国首脳会議）の発足であった。ベトナム難民は、外国人であるため、例えば、公営住宅にも入居できなければ、母子家庭向けの児童扶養手当も受給できなかった。こうした状況が、国際的に批判されたのである。日本政府は、ようやく国際人権規約、難民条約を批准し、それに伴って1982年国民年金法と児童手当3法の国籍要件が撤廃された。一握りの難民が、内外人平等の原則を日本にもたらし、60万人の在日コリアンがその恩恵に浴したといえよう。

しかし、国民年金については、国籍要件を撤廃しただけでは、無年金者が生じてしまうのである。国民年金の基本は拠出制年金であり、20歳から60歳までの間に、少なくとも25年間保険料を納めなければ65歳から老齢年金を受給することができないので、立法時に既に高齢であったもの、重度障害であったものには無拠出制の福祉年金を支給している。すなわち、20歳前に障害を負った人は保険料を納付することなく20歳から障害年金を受給することができる。しかし、国籍条項撤廃時点で20歳を超えていた外国人障害者については、20歳時点で障害年金を受給できないと一旦決まっていたので、遡っては適用されないとされた。したがって、例えば1926年以前に生まれた外国人高齢者、及び1982年時点で20歳を超えた外国人障害者は、ともに制度的無年金者となり、今日に至っている。制度発足時、沖縄の日本返還時、中国残留者の日本帰国時などの場合、無年金者が生じないように、必要な経過措置がとられたのに、国籍要件の撤廃時だけは、同様の経過措置が取られなかったために、無年金者が生じたのである。

現在、日本においては約2万人の在日無年金高齢者及び約5千人の在日無年金障害者がいるにも関わらず、日本政府報告書においては、

「第5条 公衆の健康、医療、社会保障、社会サービス

国民年金法及び国民健康保険法については、日本国内に住所を有する者であれば日本人であるか外国人であるかを問わず被保険者とされ、厚生年金保険法及び健康保険法についても適用事業所に使用される者であれば日本人・外国人を問わず被保険者とされるので人種、民族等による差別はない。」と表面的な記述に終っており、日本政府の国連に対する第1回・第2回報告書は明らかに誤っている。

また、「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会からの質問事項に対する日本政府回答」は「問22. 社会保障システムによってカバーされない国民又は外国人のグループがあるか否かに関する

⁵ これに関しては人種主義に関する特別報告者の2005年7月の日本訪問を受けた報告書の勧告も参照してほしい、E/CN.4/2006/16/Add.2, パラグラフ 91.

る情報を提供して下さい。」に対し、

「年金制度においては、1981年の難民の地位に関する条約への加入、1982年の難民の地位に関する議定書への加入を踏まえて国籍要件を撤廃しており、現在では、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者はすべて国民年金の被保険者となる。」と同じように形式的な説明のみで、在日コリアン無年金者の存在を隠している。

社会保障システムから排除されたまま救済されない在日無年金者が現存し、厳しい生活を強いられている。そこで、NGOネットワークでは、第3回政府報告書への要望を提出した。第1・2回政府報告書の総論には「在日韓国・朝鮮人の有する歴史的経緯及び定住性を考慮し、これらの者が日本でより安定した生活を営むことができるようにすることが重要であるとの認識に立ち、種々の措置が講じられてきた」とあるにもかかわらず、現実には放置されてきた「在日無年金問題」が存在することを明らかにするよう求めたのである。これまで触れなかった在日無年金障害者と高齢者が放置されていることに必ず言及し、人種差別撤廃条約第5条（法の前の平等）に合致させるべく、取り組むべきであると指摘したのである。

これまで、在日コリアン無年金障害者による裁判が3件、在日コリアン無年金高齢者による裁判が3件、それぞれ国籍による差別の是正を求めて提起されてきた。しかし、在日コリアン無年金障害者による裁判は3件とも最高裁で敗訴が確定した。在日コリアン無年金高齢者による裁判も、それぞれ2007年12月25日と2009年2月4日に最高裁で敗訴が確定し、もう1件は現在福岡地裁で審理中である。原告たちは、自由権規約26条及び同規約委員会のGeneral CommentやViewを引用するなどして主張したが、これまではいずれも「国には社会保障に関しては広い裁量権があり、裁判所はこれを尊重する」との立場をとり、人権条約を無視する姿勢に終始している。

なお、日本政府はいまだに自由権規約第一選択議定書を批准しておらず、在日コリアンたちは国連への通報の道もふさがれている。

また、社会権規約は、第9条で「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。」とある。日本人に対する経過措置は、国庫負担を伴うものだったが、日本人同様に納税等の義務を負う在日外国人は、義務は果たしているのに権利が制限されている状態であった。1982年の「国籍条項」削除時、日本は同規約を批准しており、社会保障における差別、すなわち無年金者の存在を放置している現状は明らかな社会権規約第9条違反である。

<多民族共生人権教育センター>

これまで多くの国家賠償訴訟が起こされてきた、在日外国人高齢者・障がい者の無年金問題は依然として何ら解決されておらず、当事者に対する年金以外の救済策もとられていない。

また、無年金で生活する旧植民地出身高齢者や障がい者にとって、公的扶助が必要な場合が見受けられるが、現行法では外国人の生活保護法は適用ではなく準用であり、不服申し立てする権利が認められていない。日本国籍者と同様に日本で労働に従事し、同等の税金を納めている外国人に対しては日本国籍者と同様の公的扶助受給権と不服申し立ての権利が認められなければならない。

介護保険制度においても、原則、老齢福祉年金の受給者が介護保険料最低額に定められている。本来ならば、老齢福祉年金の受給権すらない在日コリアン1世の高齢者は、老齢福祉年金受給者よりも低い介護保険料、もしくは同等の保険料であるべきところが、老齢福祉年金の受給者ではないため老齢福祉年金受給者よりも1ランク高い介護保険料を支払わなければならないという厳しい現状がある。減免申請を行えば保険料の免除・減額が認められる場合はあるものの、母語であるハングル文字をはじめ、日本語の読み書きが難しい在日コリアン1世の高齢者にとって、減免制度があるという情報を得る事、さらに窓口で氏名、住所などを記入し自ら手続きを行うことは非常に困難である。

以上のように、依然として旧植民地出身無年金者は困難な状況に放置されたままであり、当事者からは「日本は自分たちが死ぬのを待っているんだ」という声が聞かれる。

17. 「生活保護適用率の減少は北海道ウタリ対策のプラス効果を示す」とする説明（GERD/C/JPN/3-6, パラグラフ10-14）の根拠となっている指標や対象について明確にしてください。これらの措置が高等教育、安定雇用、技能研修および平均世帯収入に対してどのような具体的な効果をもたらしたのかを全国平均と比較して説明してください。締約国はどのようにして包括的な発展政策の策定におけるアイヌの人びとの完全参加を保障するのでしょうか？さらには、アイヌ問題に関する法律の制定と、アイヌ政策に関する有識者懇談会の最終報告書にあるようなアイヌ政策に関する審議機関の設置に関する時間枠を示してください。

18. なぜ締約国は琉球・沖縄の人びとを先住民族あるいは国内マイノリティとして認めないの理由を説明してください、そして彼・彼女たちの文化的遺産や生活様式を保護・保存・促進し、彼・彼女たちの土地の権利を認める所定の措置があるのかどうかを述べてください。締約国の「先住民族」という概念の理解を明確にしてください。

< 琉球弧の先住民族会 >

【先住民族としての琉球・沖縄民族】

1. 近代国民国家成立時に日本に一方的に統合された歴史について

琉球・沖縄は奄美諸島も含めて、かつて約400年続いた独立国としての琉球王国であった。1872年に日本政府が軍事力を背景に一方的に琉球併合をし、現在の日本国の南方の国境を画定した。

2. 同化主義を含む植民地支配が行われた・行われていることについて

同化主義を含む植民地支配において、明治以降、日本政府は沖縄において日本本土への同化政策を推し進めた。特に教育面での同化政策を重視し、日本語教育に着手し、独自の言語を廃止するため使用する者にペナルティとして方言札を用いて標準語励行を進めた。また国民的同化政策の手段として国家主義教育の柱となる皇民化教育を沖縄でいち早く実施した。さらに伝統的文化、服装、名前や慣習等を否定し、風俗改良を推し進め、中央集権化を図っていくというエスノサイドを行った。

現在も日本国内の内的植民地として、米軍基地を沖縄に集中させ続けている。

3. エスニック・アイデンティティについて

沖縄においては日本本土を「ヤマト」、その住民（日本人）を「ヤマトンチュ」とし、沖縄を「ウチナー」、その住民を「ウチナーンチュ」（沖縄人）と認識し、両者を明確に区別している。自らの民族集団に対するエスニック・アイデンティティを有している。

よって琉球・沖縄民族は、ILO169号条約第1条および先住民族の権利に関する国連宣言に基づく先住民族である。

・沖縄における鉱業権（地下資源を採掘する権利）は1972年の日本国への施政権返還時に、日本の法律に琉球・沖縄人が不案内な隙に、日本の法律として「合法的」に大和民族に登録されてしまっており、琉球・沖縄民族の土地権は完全に否定されており、琉球・沖縄の地下資源は搾取されたままとされている。すべて大和人が持っている。

・商標権を持つ大和人が復帰を機に沖縄の企業が使い続けていた商品の商標登録変更を要求した

19. 受け取った情報によれば、日系南米人、移住労働者、在日コリアンのマイノリティの子どもたちを含む外国人の子どもたちはたいてい、パラレルスクール（訳注：私立の学校）や認可が都道府県にゆだねられている「各種学校」など、必ずしも公式な学校としては認められていない学校に通っているとされています。さらには、移住労働者や在日コリアン、その他マイノリティの子どもたちの、義務教育での就学率、高等教育への進学率、および大学進学率を内訳で示してください。前回委員会により勧告があったマイノリティ言語での教育へのアクセスも含め、すべての子どもの教育を受ける権利を保障するために、どのような制度的および財政的措置が存在しているのでしょうか？韓国・朝鮮人学校へ通う在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対する嫌がらせを防止し、対処するためにとられている措置を具体的に示してください（日本政府報告書、CERD/C/JPN/3-6、パラグラフ 26）。

< 在日本朝鮮人人権協会 >

朝鮮学校に通う子ども達への暴言、暴行事件は日本と朝鮮民主主義人民共和国との緊張が高まるたびに繰り返されている。前回の委員会総括所見（para.14）において、「この事件に対する当局の不適切な対応を懸念し、このような行為を防止し、それに対抗するための確固とした措置をとるよう」日本政府に対し勧告した。しかしながらそれ以降嫌がらせ根絶のための実効性のある措置が講じられることはなく、2002年には9月から翌3月までの間に321件、2006年7月の1ヶ月間には122件、同年10月の1ヶ月間には55件もの嫌がらせ事件が発生した。日本政府は嫌がらせ等の行為への対応として啓発ポスターや啓発パンフレットを配布しているとしているが、実際にどこで、どのように掲示し配布されたのか明示していない。そもそも、前回の委員会審査でも言及されたように、ポスターの掲示やパンフレットの配布だけによってはこのような人種差別に基づく暴行・暴言事件は根絶できないのである。

昨今、日本国内でゼノフォビアの風潮が拡がり、外国人排斥を目的とした市民団体などの行動が活発化している。朝鮮学校に対しても、これまで個人レベルでの嫌がらせがことある毎に頻発するという状態が続いてきたが、最近では「在日特権を許さない市民の会」などの排外主義的団体が、朝鮮学校への攻撃を始め、2009年12月には在日朝鮮人の児童らが通う京都の朝鮮学校（京都朝鮮第一初級学校）に団体として公然と誹謗中傷を浴びせに押し寄せるといった事態が起こっている*。英語版字幕映像<http://d.hatena.ne.jp/video/youtube/2szx-WWR0rw>

（上記映像における警察の対応から一目瞭然だが）行政は、これらの人種差別的言動に対して毅然とした対応をとらず、これが彼らの行動をエスカレートさせる一因となっている。

< 移住労働者と連帯する全国ネットワーク >

1) 近年、移住労働者・移住者の子どもが急増し、また日本語を母語としない子どもも増加している。政府は報告書（para.24）の中で、日本の公立学校での受け入れについては「最大限の配慮をしている」と述べている。しかし、この子どもたちの20%近くがブラジル人学校など外国人学校に通い、7%近くが「不就学」となっている。この現実には、「日本語指導、教師による支援、母語を話せる者による支援等」を行う制度的・財政的措置があまりにも不十分であり、日本の公教育がまだ「日本語を母語としない子ども」を受け入れるものになっていないことを示している。

2) 委員会は前回の最終見解（para.16）において、「日本の公立学校において、マイノリティ言語による教育へのアクセスを確保するよう」勧告した。政府は今回の報告書（para.24）で、「総合的な学習の時間の中で……母語（マイノリティ言語）教育、母文化教育を実施することができるようになっている」と述べているが、その母語・母文化教育に対して、政府は財政措置をいっさい行っていない。公立学校でマイノリティ言語教育がなされているのは、大阪府内と京都市などで開設されている「民族学級」である。公立学校に在籍するコリアンの子どもたちを対象に、課外授業とし

て、コリア語やコリア文化を教えている。しかし、その民族学級の講師の費用は、地方自治体が出している。この他には、中国人やブラジル人の子どもを対象とする支援学級の中で母語教育を行っている学校が数校あるだけである。(詳しくは移住連の NGO レポートを参照)

< 外国人学校ネット >

1) 朝鮮学校、韓国学校、中華学校などナショナルスクールとインターナショナルスクールが約 100 校あるが、そのほとんどが「各種学校」として地方自治体から認可されている。これらの外国人学校に加えて、1990 年代以降、移住労働者・移住者の急増に伴ってブラジル学校をはじめ、ペルー学校、フィリピン学校、インド学校など 100 校を数える(これら新しくできた学校のほとんどは、各種学校としても認可されず「私塾」扱いとなっている)。これら 200 校以上になる外国人学校に対して、政府は財政支援を行っていない。

2) 2003 年、大学入学資格の制度改正がはかられたが、そこでは 国際的な評価団体(WASC、ACSI、ECIS)の認定を受けた外国人学校(インターナショナルスクールなど)で 12 年の課程を修了した者、本国の高校に相当する課程を有するものとして、本国から認定された外国人学校(韓国学校、中華学校、ブラジル学校など)を修了した者については、日本の大学や専門学校の受験が認められたが、それ以外の学校(朝鮮学校)を卒業した者は対象とはならず、個別の大学の判断、もしくは高等学校卒業程度認定試験を求められるという不利益をこうむっている。

3) 朝鮮学校・中華学校などは、自動車教習所と同じカテゴリーの「各種学校」に位置づけられている。法律上は、外国人学校のうち各種学校の認可を受けている学校であれば、寄付金の免税措置が受けられる。実際に政府は、「対日投資の促進という観点」から、海外企業の短期滞在者の子どもが半数以上在籍している学校、すなわちインターナショナルスクールやドイツ学校などに免税措置を認めている。しかし、朝鮮学校や中華学校などに対しては、それを認めていない。2008 年 3 月、日本弁護士連合会は、このような税制上の差別的な取り扱い、これらの学校に通う子どもたちの学習権を侵害するものとして、制度改正を求める勧告を行った。

4) ブラジル学校やペルー学校、インド学校など、新しくできた外国人学校約 100 校のうち、「各種学校」として地方自治体から認可された学校はわずか 5 校だけである。残りの学校は、「各種学校」として認可されず「私塾」扱いとなっている。そのため保護者は、日本の私立学校の数倍になる授業料と、教科書代、大人と同様の通学費などを負担しなければならない。しかし、移住労働者・移住者の子どもの 20% 近くが、これらの外国人学校に通っている。これらの学校は、マイノリティ言語による「普通教育」を行い、また、日本の学校教育から疎外され「不就学」となっている子どもたちを多く受け入れてきたからである。それにもかかわらず、政府はこれらの外国人学校に財政支援をしていない。このことは、そこに学ぶ子どもの教育権を脅かすものである。

(詳しくは移住連の NGO レポートを参照)

< 琉球弧の先住民族会 >

日本政府による差別と強力な同化政策の対象となった琉球弧における固有の言語「ウチナーグチ」は、日本において単なる一方言としての扱いを受け、現在、消滅の危機に晒されている。(先住民作業部会や前回の CERD はじめ、他の人権機関においても琉球・沖縄側が、再三日本政府に琉球語の公用語化を要求してきたが、改善の様子は見られていない。)沖縄においても言語継承は重大な関心事として捉えられているが、しかし文部科学省の教育カリキュラムの中に位置づけられず、言語教育へのアクセスは全く保障されていないのが現状である。

2009 年 2 月 19 日、ユネスコが世界の消滅危機言語として、日本国内では 8 言語を発表したが、そのうち 6 つは琉球・沖縄民族の言語である(ユネスコ担当者は「これらの言語が日本で方言と

して扱われているのは認識しているが、国際的な基準だと独立の言語と扱うのが妥当と考えたと答えている)。

< 中国帰国者サービス >

中国帰国者については、ある研究者が 1991 年以降九年間の中国帰国生徒の高校進学率を試算したところでは、91 年(61.61%)、92 年(59.81%)、93 年(54.32%)、94 年(65.24%)、95 年(51.46%)、96 年(53.19%)、97 年(52.80%)、98 年(46.66%)、99 年(55.29%)と 50~60%前後で推移しているという。全国平均は 95%程度である。また、高校一・二次における中途退学率は、91 年度入学者(18.58%)、92 年(10.30%)、93 年(4.64%)、94 年(21.93%)、95 年(22.44%)、96 年(19.38%)、97 年(0.01%)という試算結果となった。こうした数値により、中国帰国生徒の高校一年・二次における中途退学率は概ね 10~20%程度と推定できるが、全国平均は 10%未満となっている。教育を受ける権利を保障するための措置としては日本語指導などが国から行われる場合があるものの、それはすべての中国帰国者の子どもが享受できるわけではなく、また、自治体によって施策がかなり異なる。さらに、自治体の施策には子どもを支援するための指導員を帰国者の子どもが在籍する学校に 1 年間派遣するという先進的事例が存在したが、現在では 1 年のうち 4 ヶ月のみ通訳を派遣する制度に後退している。

< 多民族共生人権教育センター >

現在の教育基本法では、外国人の就学は市町村教育委員会による許可制であり、教育を受ける権利が認められていない。歴史的経緯があり、日本で生まれ育ち永住権を持っている在日コリアンでさえ義務教育の対象ではなく、就学希望調査が行われ、希望しなければ公立学校には通学できない。そのため、ブラジルやフィリピンなどから来日したニューカマーと呼ばれる外国人の間では、子どもたちの未就学が大きな問題となっている。

とくに、リーマンショック以降の不況により親の経済状態が悪化した子どもたちは、地域の学校には差別等の問題によって通うことができず、母語で学習できるパラレルスクールには経済的負担から通うことができず、家にいるしかない子どもたちが以前にも増して増加し、生徒が急激に減少したパラレルスクールは閉校を余儀なくされているが、こういった状況に対して全国的に統一した救済策がとられることはなく、放置されている。

90%強が公立の学校に通う在日コリアンの子どもたちも、5 世、6 世が生まれ自分たちのルーツである朝鮮半島の文化や習慣が薄れつつある中で、「自分はいったい何者なのか」という葛藤を持ちながら、いわれのない差別の中で通称名と呼ばれる日本名を使って生活をするうちに、自分のルーツを否定して生活をしている現状がある。また、大きな決意を持って本名を名乗って生活をしている子どもたちには、皮肉にもより厳しい差別の現実がある。

また、在日コリアンの子どもたちのみならず、ニューカマーの子どもたちについても、学校に通ったとしても、差別や言語の問題、文化・習慣の相違などから学校になじめず不登校になったり、精神的に問題を抱える子どもも増えている。

言語の問題に関しては、各学校において日本語を教える補習授業などを行ってはいるものの、学習言語の習熟までには程遠く、テストでの成績が上がらないため、高校、大学への進学は非常に厳しく、その結果安定した職に就くことができないというのが現状である。また反対に、日本語の習得にとられるあまり、子どもが母語を忘れてしまい、親子間のコミュニケーションがとれなかったり、子どもが通訳の代わりを担うため、親はいつまでも教員や地域社会と家庭とのコミュニケーションがとれないという問題も起こっている。日本語の指導と並行して母語をいかに保障するかということも大きな課題となっている。

第7条

20. 締約国報告書に示された情報 (CERD/C/JPN/3-6, パラグラフ 35と46-49) に加えて、司法関係者、法執行職員、教員、ソーシャルワーカーおよびその他公務員に対して提供された具体的な人権研修プログラムとコースについて追加の情報を提供してください。そこにコースの内容とフォローアップに関する情報も含んでください。

< 外国人学校ネット >

いま三世・四世となる在日コリアンの子どもをはじめ、さまざまな国籍の移住労働者・移住者の子どもの多くが、日本の学校に通っている。これら外国籍の子どもに対する、さまざまな形の差別事件がある。しかし、これら外国籍の子どもに対する差別事件は、なかなか顕在化しにくい。差別を受けた子どもと親は、それを訴える第三者機関に用意にアクセスできないからである。

在日コリアンの子どもの80%以上が、差別を恐れて「コリアン・ネーム」ではなく「日本式名前」を使用していること、また、日本の学校から外国人学校に転校する移住労働者・移住者の子どもの多くが、日本の学校での「いじめ」を転校の理由としているという現実がある。政府は報告書 (para.20) で「人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化している」と述べているが、日本の学校教育においては、人種主義を克服する具体的なプログラムを実施していない。また、大学の教員養成課程においても、人種主義による差別の実態と歴史的過程、差別是正の方法などを学ぶことが必修科目とされていないため、教員の多くが無知のまま外国籍の子どもと接することになり、教員による外国人・民族的マイノリティの子どもに対する人種差別が繰り返されている。

(詳しくは移住連の NGO レポートを参照)

21. 人種主義に関する特別報告者の日本訪問によって出された勧告⁶に関して、歴史の記述作成過程と教授に関してとられた措置に関する情報を具体的かつ正確に提供してください。

< 琉球弧の先住民族会 >

人種主義に関する特別報告者によって出された勧告*に関して、米軍基地問題をはじめ特に何ら措置はされていない。

*RACISM, RACIAL DISCRIMINATION, XENOPHOBIA AND ALL FORMS OF DISCRIMINATION Report of the Special Rapporteur on contemporary forms of racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance, Doudou Diène 「ドウドウ・ディエン現代的形式の人種主義、人種差別、外国人嫌悪およびそれらに関連する不寛容に関する特別報告者による日本への公式訪問に関する報告書」 (E/CN.4/2006/16/Add.2)

<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G06/103/96/PDF/G0610396.pdf?OpenElement>

< 部落解放同盟 / 部落解放・人権研究所 >

1) 日本の産業の歴史のなかで、部落の人々が、食肉産業や皮革産業で果たしてきた役割は極めて大きいですが、これらに関する記述は極めて弱いという問題がある。

2) また、部落解放運動が日本における人権確立の上で果たした役割についての記述も極めて弱い。例えば、1922年に全国水平社が創立されたが、その際採択された水平社宣言は日本における最初の

⁶ E/CN.4/2006/16/Add.2, para. 82.

人権宣言であること、1960年代の前半以降、義務教育における教科書が無償化されていくが、その先鞭を付けたのが部落解放運動であったこと、さらには、1979年の日本の国際人権規約批准、1995年の人種差別撤廃条約の加入に際して、部落解放運動が先進的な役割を果たしたことなどが教科書の中で紹介されていないという問題がある。

22. 都道府県レベルおよび国全体における市民に向けた意識高揚活動と人権教育の活動に関するさらなる情報を提供してください。条約の範囲に入る問題に関連する固定的な態度や行動に関する意識高揚キャンペーン、研修および教育プログラムの効果の評価に関する情報を提供してください。

< 部落解放同盟 / 部落解放・人権研究所 >

1) 部落解放・人権研究所が2007年9月から2008年3月にかけて、全国1870自治体を対象に実施した「人権教育・啓発推進法」計画等に関する調査結果によれば、同法に基づくなんらかの計画を策定している自治体は420で、22.5%にとどまっている。また、同和教育基本方針や同和教育基本計画等を策定している自治体、294で、20.3%にとどまっている現状がある。

2) また、2005年に大阪府が実施した大阪府民の人権意識結果をみると部落問題理解の度合いは、1995年、2000年と比較したとき後退してきている実態が示されている。その理由としては、部落問題に関わった「特別措置法」が終了したことを持って、部落差別が撤廃されたとの受け止め方がなされたため、学校や市民啓発のテーマとして部落問題が取り上げられなくなっていることが考えられる。

3) 以上のような現状を考慮したとき、部落差別撤廃のための「特別措置法」の終了は、部落差別の解消を意味するものではなく、部落差別を撤廃するための一つの手法である「特別措置」の終了を意味しているにすぎないこと、今後は、部落差別の禁止、部落差別意識の払拭のための教育・啓発、部落が良くなるとともに部落の隣接地域も良くなるような人権のまちづくりなどが必要であることが、中央政府や地方政府の意志として明確にされる必要がある。

人種差別撤廃委員会が挙げた22項目以外にNGOより提供する追加情報

人種差別撤廃条約第14条（個人及び集団からの委員会への通報）

最終見解パラ24（締約国が本条約第14条に規定する宣言を行っていないことに留意し、委員会はこのような宣言の可能性につき検討するよう勧告する）に対応

< 人権市民会議 >

2001年の人種差別撤廃委員会の最終見解パラ24に関して日本政府は、「司法権の独立を含め、我が国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがあるとの指摘もあることから、本条約第14条に規定する宣言を行うことの是非について真剣かつ慎重に検討しているところである」と、従来の主張を繰り返すにとどまっている。

その一方で、2005年12月からは外務省、法務省、内閣府等の関係省庁が参加する個人通報制度関係省庁研究会が実施され、通報事例を収集し、委員会や関係国の対応等についての研究が始まっている。それでも、そこで具体的にどのような議論がなされているのか、検討にどれだけの期間を要するのかについては明らかにしていない。2009年9月に就任した法務大臣は、個人通報制度を含めた選択議定書の批准を明言したが、2009年12月現在、この課題に関する取り組みには着手されていない。

以 上